

令和6年度(2024)事業計画

はじめに(令和6年度事業に向けて)

我が国の経済動向は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済に前向きな動きが見られ民間需要主導の経済成長の実現に期待されるとしています。

そうした中で、全国シルバー人材センター事業協会(以下、「全シ協」という。)は、令和2年4月以降のコロナ禍の影響で減少した会員数を一日も早く、コロナ前の水準(令和元年度数値)に回復させた上で事業を成長軌道に乗せなければならないとしています。このため、会員拡大を最重要課題とし、女性会員の拡大や退職(予定)者をターゲット化するなどの入会勧奨と新たな職域開拓への取組を並行して実施し、会員個々のニーズに対応したマッチングを促進することで幅広い層の会員獲得を目指すとしています。

また、シルバー事業を取り巻く環境では、昨年10月のインボイス制度の施行による消費税の新たな負担に続いて、本年の秋には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下、「フリーランス新法」という。)が施行されます。

このフリーランス新法は、センターが会員へ業務委託する場合の就業条件(報酬額等)を事前明示することなどが必要とされます。また、これを機に契約方法を、これまでの「発注者とセンター」の契約から「発注者と会員及びセンターが関与」する包括契約に見直す予定としており、センターのデジタル化の推進は必須要件となり、事業・業務の効率化を図ることが重要となります。

当センターは、コロナ禍の令和3年度に平成17年度以降、16年ぶりに会員数が600人を下回り、緊急事態宣言下の経済活動の停止・自粛などの影響を受けて就業延人員が落ち込み、事業収益は減収となりました。

しかしながら、社会経済活動が復調への兆しとなった令和4年度以降は、当センターの会員数、事業収益共にコロナ前の水準へと徐々に回復しつつあります。

引き続き、会員拡大・職域拡大を両輪とする事業の活性化に取り組み、成長軌道への転換を目指すとともに、新たに施行となるフリーランス新法の遵守とこれに関連する契約方法の見直しへの対応に取り組むものとします。

最後に、安全・適正就業の推進では、全国の重篤事故等発生の現状が、「自分には関係ない」、「自分だけは大丈夫」という意識や思い込みに加え、会員の高齢化による体力の衰えへの自覚の欠如などが起因するとしており、あらためて「自分の安全は自分で守る」という安全意識の高揚を図り、さらに多発する損害賠償事故への防止対策を徹底します。また、適正就業では、同一職種、同一場所における長期就業の是正などに努めるものとします。

1 センターの基本方針

(1) 臨時・短期・その他軽易な業務に係る就業機会の提供

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域に密着した仕事を高齢者の能力、希望等に応じて請負又は委任による形式で就業機会を提供します。

(2) 職業紹介事業及び派遣事業による就業機会の提供

臨時・短期・その他軽易な業務の範囲において、高齢者への職業紹介事業及び労働者派遣事業による就業機会を提供します。

(3) 就業に必要な知識、技能を付与するための講習

就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することで、直接就業に結びつけるとともにより広い就業分野の仕事を確保します。

(4) 事業推進のための諸活動及び社会参加活動の推進

上記((1)～(3))のシルバー事業を推進するための普及啓発ほか、安全・適正就業の推進、調査研究、就業分野の開拓・拡大、相談・情報提供、その他の社会参加活動の推進を行います。

2 基本目標

令和6年度は、会員拡大を最重要課題としてコロナ前の水準（令和元年度数値）を目指すものとします。

(1) 会員目標	会員数	642人（コロナ前の令和元年度数値）
(2) 事業収益	請負・委任	3億3,538万円
	就業延人員	73,000人日
(3) 派遣事業	派遣契約金額	5,920万円
	派遣就業延人員	9,700人日

3 事業の実施計画

(1) 臨時・短期・その他軽易な業務に係る就業機会の提供

① 就業機会の拡大

会員の高齢化に対応する多様な仕事の開拓に努め、公平な就業機会の提供、会員一人当たりの就業実績の向上を目指します。

ア 高齢者家庭等のゴミ出し困難世帯の「ふれあい収集事業」及び大型ごみ戸別収集などの業務継続・拡大

イ 産前産後家庭の家事援助・育児支援など現役世代への福祉・家事援助サービスの継続・拡充

ウ 廿日市市の指定管理者（自転車駐車場）として、受託3年次の運営

管理

エ 廿日市市各市民センター施設などの施設管理継続・拡大のほか、屋内外清掃等の業務拡大

オ 技能職会員の植木の剪定、ふすま障子張り替えなどのほか、機械除草、草取りなど公共、民間企業、家庭等の受注継続及び拡大

カ 廿日市市との連携強化による就業・補助金事業拡大

キ 商工会議所、観光協会ほか経済関係団体との連携と就業拡大

ク 各種イベント、行事等における単発的業務の就業開拓・拡大

ケ 会員の高年齢化に対応する就業の開拓

② 独自事業の展開等

ア 認可外託児所「なかよしルーム」の運営は、利用の現状と見通しを踏まえつつ開所日数・時間等の受け入れ態勢を検討

イ 家庭の廃食用油の回収継続による資源の再利用

ウ 女性ならではの視点による事業（就業）の開拓

(2) 職業紹介事業及び派遣事業による就業機会の提供

60歳以上の定年退職者等であって臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る雇用による就業を希望する者（センター登録会員外を含む）を対象に有料の職業紹介を行います。また、派遣事業は、労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、企業・事業所等に派遣を希望する会員を対象に就労の活躍分野を拡大します。

① 有料職業紹介事業

60歳以上の高年齢者（会員登録外を含む）に、臨時・短期・軽易な業務の就業で事業所等の求人に応じて就業を紹介するに当たっては、この制度を活用します。

② 労働者派遣事業の推進

サービス業等人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野における就業機会（女性会員向け、ホワイトカラー向け）の拡大に努め、サポート事業（補助対象）の就業実人員・延人員等、事業実績の向上を目指します。

(3) 就業に必要な知識、技能を付与するための講習

各種の就業分野において必要とされる技術・技能、また仕事におけるノウハウを習得するため、職群別の講習会を実施します。

① 各種講習会の実施

就業に必要なとされる技能講習の実施ほか、県内及び広域圏で開催される家事援助、子育て支援講習への参加を推進し、会員の知識・能力の向

上を図ります。さらに、会員のスマホやパソコン等の理解と操作の不慣れなどでは、活用支援のための講習等を必要に応じて実施します。

また、女性会員拡大のため、女性向けの講座・講習会の開催を通じて入会の促進、また趣味・特技を活かせる教室・サロン等の企画・実施に取り組み、女性会員活動の活性化を図ります。

② 高齢者活躍人材確保育成事業の連携と推進

広島県SC連合会との連携により、就業に必要な知識やノウハウを習得するための各種の技能講習を実施するほか、働く意欲を持つ高齢者が経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、必要な能力を習得するための技能講習等の実施などを推進します。

(4) 事業推進のための諸活動及び社会参加活動の推進

シルバー事業の広報・普及活動に努め、就業を通じた地域社会への貢献、地域の一員としての奉仕活動など会員の社会参加を推進します。

① 普及啓発

シルバー事業を社会に広く周知し、高年齢者の入会促進、就業促進を目指した活動を展開するとともに会員の意識啓発を図ります。

ア ホームページ掲載、ポスター掲示、パンフレット・チラシの配布

イ 市広報（行政機関）による入会説明会、その他の講習会等の周知

ウ 市及び関係団体が開催する各種のイベント・行事（さくら祭り等）への参画、参加

エ マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）への活動情報等の提供

オ 役員等専門部会による企業・事業所、一般家庭への広報活動

カ 会員「一人ひとりが広告・宣伝塔」となる広報発信と事業促進

キ 普及啓発促進月間の「シルバーの日」を中心に、地域の一員としてのボランティア活動を展開

ク ICT（情報通信技術）の活用による広報普及活動の推進

② 安全、適正就業の推進

安全就業は、事業遂行の根幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故を撲滅するため、会員の「自分の安全は自分で守る」という安全意識の徹底・高揚を図るとともに安全対策の徹底に努めます。また、損害賠償事故の多発傾向が全国シルバー保険財政を破綻寸前に追い込こんでおり特に、草刈り時の飛散防止対策の徹底及び請負作業全般における発注者や第三者への危害・損害の防止に努めます。

適正就業では、受注内容を点検することにより適正な請負契約を確保するため不適正事案（偽装請負等）の派遣事業への切り替えや契約解除などの是正措置を行うほか、「適正就業ガイドライン（H28.9）」に沿っ

た臨時的、短期的、その他の軽易な業務の範囲において就業を推進します。

ア 安全就業

安全を最優先とし、危険（箇所）作業の排除、安全保護具等の装着、発生事故の検証及び防止対策、また会員への事故関連情報の提供により「他人ごと」ではなく「自らのこと」とする安全意識の徹底・高揚を図り、事故の防止に努めます。

- ・ 安全・適正就業委員会の安全等推進会議の実施
- ・ 安全パトロールの実施（就業箇所の安全確認、保護具指導等）
- ・ 事故再発防止のためのペナルティー制度の遵守
- ・ 多発傾向（特に除草、飛び石等）の損害賠償事故防止の強化
- ・ 職群班の安全就業に関する研修・会議等の実施
- ・ 安全意識啓発のための研修会・講習会等の実施
- ・ 事故発生 の現状や防止策など情報の提供
- ・ 熱中症予防と対策の周知啓発
- ・ 車輛の運転者を対象とした安全運転講習等の実施
- ・ 会員の健康管理（検診受診等の自己管理）の推進
- ・ 派遣事業においては、衛生委員会の活動指針による対策の徹底

イ 適正就業

シルバー人材センターの「適正就業ガイドライン（H28.9）」による適正な就業の確保に努めます。

- ・ いわゆる偽装請負の是正や法の制限を受ける就業の排除
- ・ 臨時的・短期的・その他の軽易な業務の日数、時間上限（月 10 日程度、週 20 時間）の遵守
- ・ 長期就業の是正ため 5 年以上の同一職種、同一場所で就業する会員の交代を促進
- ・ ワークシェアリング、ローテーション就業の推進

③ 調査研究事業

女性会員の獲得及び女性会員活動の活性化を図るため、趣味や特技が生かされる同好会等の発足、また先進事例の研究により新たな職域の開拓などに取り組みます。

④ 就業分野の開拓等

公共施設・企業・事業所・店舗等への訪問活動によりシルバー事業の広報普及と就業開拓に努め、サービス業等の人手不足分野への人材派遣、現役世代の支援分野における仕事の掘り起しに努めます。

⑤ 入会相談、情報提供の拡充

会員拡大を核に据え、つぎの取り組みによる入会促進を行います。

- ア 会員数は、コロナ前の水準（令和元年度実績642人）への回復
- イ アのうち、女性会員は令和元年度実績の153人以上を目標
- ウ 毎月定期的に入会説明会に加え、随時開催と出張説明会の実施
- エ 入会説明会では、仕事情報の一部開示などの工夫
- オ 入会相談への随時対応と支所による入会手続きの簡略化
- カ 会員の家族・友人・知人等への入会勧奨（1人1会員入会活動）
- キ 「会員募集」広告の随時発行（地区・地域別の新聞チラシ等）
- ク 退会防止の検討（例：ゴールド会員制度の活用）
- ケ 情報提供とデジタル化の推進
 - ・事務局ニュース配布による定期の情報発信
 - ・SMS通信の活用による情報発信（携帯メール）
 - ・会員向け専用情報サイトの活用
 - ・Web入会システムによる入会申し込み手続き又は仕事の受注
- コ 地域班、職群班の班長会議等による情報共有の推進

⑥ 社会参加活動の推進

地域社会の一員として、奉仕（ボランティア）活動への参加を促進するとともに、行政、福祉・商工観光団体等が開催する各種の行事やイベントへの積極的な参画、参加による地域との一体感の醸成を図ります。

- ア ボランティア活動
 - ・シルバーの日の奉仕活動（地区・地域別清掃活動など）
 - ・海岸清掃（海のクリーンアップ）活動の参加促進
 - ・小学校登下校時の見守り活動
- イ 各種イベント・行事への参加
 - ・行政及び関係団体等の各種イベント・行事等への積極参加
- ウ 参加促進の情報提供手段
 - ・センターHP、SMS（メール送信）、会員向け専用情報サイト、事務局ニュース等

⑦ センターの組織強化の推進

シルバー事業の基本理念の下に役員等で構成する専門部会、会員組織の地域班、職群班の連携強化に努めます。

- ア 役員等組織の強化と連携
 - ・組織への女性役員の登用
 - ・専門部会の合同会議ほか連携した活動の推進
 - ・PDCAサイクルによる事業の進捗管理と運営
 - ・先進事例等を参考に組織編成・強化策の研究

- ・「地域班のあり方」など役割の見直しと役員（班長・副）業務の簡素・効率化の推進
- ・地域班、職群班の主体的活動の支援

イ 事務局機能の強化

- ・職員の資質能力向上のための研修・教育等の強化
- ・デジタル環境整備による業務の効率化・コスト削減
- ・「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」への対応
経過措置期間の消費税負担と事務処理等のシステム化

⑧ 「フリーランス新法」の施行に伴う業務及び関連するシルバー事業の「契約方法の見直し」業務への対応

ア 「フリーランス新法」の施行に伴うセンターの対応

- ・フリーランス（会員）保護と対応する業務のシステム化
- ・会員への取引条件（報酬額・業務内容等）の事前明示義務への対応
- ・受注見積強化への対応
- ・会員向け専用情報サイト（就業依頼機能）活用促進のための会員への加入周知・勧奨等

イ シルバー事業の「契約方法の見直し」への対応

- ・発注者及び会員への周知等（リーフレット含む）
- ・新たな契約等書類・書式の変更や追加、会計上の配分金の扱い等への対応
- ・新契約方式の開始時期（仮定：令和7年4月等）の設定

⑨ 新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症対策と事業推進

国の感染症対策に基づき、会員へのワクチン接種等の感染予防啓発に努め、会員の健康確保を図りつつ事業を推進します。